

鳥取県告示第 261 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 23 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービス事業の種類	指定年月日
鳥取中央農業協同組合 代表理事組合 長 坂根國之	倉吉市越殿町 1409	J A鳥取中央福祉センターひだまり デイサービスひだまり	倉吉市上福田 522-3	介護予防通所 介護	平成19年3月 19日
〃	〃	J A鳥取中央福祉センターひだまり 福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所	〃	介護予防福祉 用具貸与	〃
〃	〃	J A鳥取中央福祉センターひだまり 福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所	〃	特定介護予防 福祉用具販売	〃